●市に移行するための要件

地方自治法および宮城県条例「都市的施設その他の都市としての要件に関する条例」に定められた各要件について、宮城県知事への正式申請に向けた富谷町の状況をお知らせします。

	市になるための要件	お知らせします。 富谷町の状況			
	人口が5万人以上であること(国勢調査による全 国的な人口調査で集計された人口が使われます)。	平成27年国勢調査結果速報 (総務省2月公表) の 数値が採用されます。			
地方自	中心の市街地とされる区域内にある戸数が、全戸 数の6割以上であること。	要件は満たしています。 ※連たん率79.3%(平成27年1月1日現在)			
治法	農林水産業以外の産業の従事者とその家族の合計 が、全人口の6割以上であること。	要件は満たしています。 ※86.1%(平成22年国勢調査より)			
	県の条例で定める都市的施設、その他の都市としての要件を備えていること。	おおむね満たしていると考えられます 。 詳細は下記のとおりです。			
	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一 条に規定する高等学校、大学または高等専門学校 が設けられていること。	要件は満たしています。 ※宮城県富谷高等学校			
	公私立の図書館、博物館、公会堂または公園等の 文化施設を2以上有すること。	要件は満たしています。 ※富谷町総合運動公園、公民館6館、大亀山森林 公園等			
	上水道、下水道、軌道またはバス事業等の事業を 当該普通地方公共団体において1以上経営してい ること。	要件は満たしています。 ※上水道事業、下水道事業			
宮城県	当該普通地方公共団体の住民一人当たりの地方税 の納税額が県の区域内におけるほかの市の住民一 人当たりの国税または地方税の納税額と比べてお おむね遜色がないこと。	おおむね遜色がないと思われます。 ※住民一人当たりの納税額 県税 66,128円 市町村税 107,557円			
条例	当該普通地方公共団体の前年度予算総額を全人口 で除して得た額が県の区域内における他の市の前 年度予算総額をその市の全人口で除して得た額と 比べておおむね遜色がないこと。	おおむね遜色がないと思われます。 ※前年度予算総額を全人口で除して得た額 282,977円			
	銀行および会社の数およびその規模がほかの市に 比べておおむね遜色がないこと。	おおむね遜色がないと思われます 。 ※銀行 6 会社336(経済センサスより)			
	商工業その他の都市的業態または都市的業態に従 事する者およびその者と同一世帯に属する者の数 が最近5か年間増加の傾向にあること。	要件は満たしています。 ※平成21年から平成26年までの増加率 109.7%			
	病院、診療所、劇場、映画館等の施設が相当数設 けられていること。	要件は満たしています。 ※病院 3 診療所23 映画館 1 ゴルフ場 3 ボウリング場 1			

※市になるためには町議会、県議会の議決が必要です。

市制移行に向かって



市制移行カウントダウン260日(1月24日)富ケ丘小学校金管バンドの皆さん

平成27年10月1日に実施された国勢調査の結果が、平成28年1 月12日に宮城県より公表されました。

この速報は、平成27年10月1日を調査日として実施した本調査の県内各市町村の人口および世帯数を、宮城県が独自にとりまとめたものであり、後日総務省統計局から公表される速報値や確定値とは異なる場合があります。なお、市制施行要件となる人口数値は、総務省統計局速報値が採用されます。

平成27年 国勢調査結果速報 (宮城県独自発表)

	人口	世帯数	
平成27年	51,592人	17,488世帯	
平成22年	47,042人	15,399世帯	
増 減 数	4,550人	2,089世帯	
増 減 率	9.67%	13.57%	

市制移行スケジュール

市制移行に向けた地方自治法に基づく各種手続きは、法務省統計局速 報値の公表を受けて開始されます。

2月 国勢調査人口速報集計公表

3月 富谷町議会議決

「富谷町を富谷市とすることについて」

「市制移行に伴う字の名称を変更することについて」

宮城県知事への正式申請

3月~5月 総務大臣への正式協議・同意

(宮城県→総務省→宮城県)

6月 宮城県議会議決

7月 総務大臣への届出(宮城県→総務省)

8月~9月 総務大臣告示 10月10日 富谷市市制移行



contents

- 2 特集 市制移行に向かって
- 5 創生
- 6 富谷町新年祝賀会
- 7 富谷町成人式
- 8 太子堂安全安心クラブ
- 9 心温まるお弁当と絵手紙をお届けしました
- 10 日吉台中学校出身の選手が大活躍!
- 11 私たちの町内会vol.22 三ノ関町内会
- 12 TOMIYA イベントハイライト
- 14 子育て、長寿・福祉、健康情報コーナー
- 18 とみやスポーツちゃんねる
- 19 情報ひろば
- 24 広報で振り返る 富谷町の歴史

今月の表紙

1月10日(日)に富谷武道館にて行われた富谷 町成人式。夢や希望にあふれた新成人453名 が、ふるさと富谷で大人の仲間入りを果たし ました。新成人の皆さんおめでとうございま す。(関連記事 P7)

今月の納期限/2月29日(月)

問 税務課 徴収担当(☎358-0519)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税・県民税	3期		4期			
固定資産税		4期				
軽自動車税						
国民健康保険税	6期	7期	8期	9期	10期	
介護保険料	3期		4期		5期	
後期高齢者医療保険料	4期	5期	6期	7期	8期	9期

まちの人口 (1/15現在)

人口	52,307人	(+18)
男	25,769人	(+14)
女	26,538人	(+ 4)
世帯数	18.477世帯	(+10)

※()内は前月比





先日、宮城県が公表した平成27年国勢 調査の速報値において、本町の人口が 51,592人となりました。今月中に国で公 表される速報値が市制のための正式な数値 となりますが、市制要件である5万人達成 の見込みが確実視されています。市制施行 まであと250日余り、いよいよ新たなまち づくりのスタートが間近となってきまし

2月は「節分」という伝統行事がありま す。「節分」とは、「季節を分ける」ことを 意味し、本来は立春、立夏、立秋、立冬の 前日のことを表します。旧暦では立春が年 の始まりにあたることから、立春の前日を さすようになったようです。つまり、立春 を新年と考えれば、「節分」は大晦日とな ることから、いつの頃からか特別な意味を 持つようになったと伝えられています。

こうして大晦日にあたる「節分」の日に は、その年の邪気や災厄を祓い、新年を幸 せあふれる年として迎えられるように・・・ という願いを込め、昔から各家々で豆まき などが行われるようになりました。今も変 わらぬこの伝統文化を大切にして、2月3 日の「節分」の日には、ぜひご家族皆さま で無病息災、健やかな年になることを願い つつ、家族の絆も深めてみていただきたい と思います。

私にとっても、2月は町長に就任した月 であり、まさに町長として新年を迎えると いう厳かな気持ちになります。この1年、 必死に走り続けてきましたが、町民の皆さ まに支えられてきたことを改めて実感して いるところです。心より感謝申し上げます。

就任2年目を迎えるにあたり、節分の日 には、町民の皆さまをひとつの家族として なぞらえ、この記念すべき2016年が皆さ まにとって健やかですばらしい1年になる ことを心から願うとともに、富谷にとって

輝かしい市制元年になれるよ う気持ちを引き締めて取り 組んでまいります。

> 富谷町長 若生 裕俊

●新総合計画基本構想骨子の策定

富谷町では、今年10月10日の市制移行と地方創生総合 戦略の積極的な展開を推し進めるため、平成21年に策定し た総合計画を見直し、新たなまちづくり指針となる総合計 画の改定に着手しました。新たな総合計画は、市制を踏ま えた、これからのまちづくりの将来像を明確にし、「住み たくなるまち日本一 を目指して、行政、議会、住民、企 業など、まさに「オール富谷」で新たな視点に立ってまち づくりを進めるための共通の指針となるものです。今年度 においては、諮問機関である富谷町総合計画審議会の意見 を聴きながら、総合計画の根幹となる基本構想の骨子につ いて策定する予定です。

平成28年10月発行タウンページ富谷市版

富谷町では、NTTタウンページ株式会社との官民 共同事業として、市制移行に向けて「富谷市市制移行 巻頭特集」と「防災特集」を掲載したNTT東日本の 電話帳「タウンページ」と、防災啓発情報等を掲載し た冊子「防災タウンページ」を発行することとなり、 1月21日(木)富谷町役場において、共同制作事業協定 書調印式を行いました。

市制移行のPRと防災意識の高揚に寄与する情報発 信手段として、高い効果が期待されます。発行は、本 年10月予定です。



富谷町総合計画審議会(第8回)会議開催のお知らせ

新総合計画基本構想の策定に関して町長の諮問に応 じて調査審議を行う富谷町総合計画審議会(第8回) 会議を開催します。会議は公開制で行いますので傍聴 を希望される方は、当日、会場にお越しください。(申 し込みの必要はありません。)

【日時】2月25日(木) 13:30~

【会場】富谷町役場305会議室

圓 企画政策課 市制移行・地方創生推進室(☎358-3248)

●市制移行に伴う住所表示の変更

市制移行に伴う住所表示の変更案については、これまでも市制移行地区懇談会や広報紙でお知らせしてきま したが、この度行政区長の皆さんのご意見等を参考に、下記のとおり町としての案をまとめました。この案は、 町議会の議決を受けて最終決定されます。なお、市制移行前には全世帯に「住所表示変更のお知らせ | を通知 するとともに、住所表示変更に伴う各種手続きについては一覧表を作成し、全戸に配付する予定です。

住所表示変更の町の方針

- (1)郵便番号が変わらないこと
- (2) 「字」の表記の存続については町として統一した扱いとすること

市制移行に伴う住所表示の変更内容(郵便番号は次の(1)、(2)のいずれも変更ありません)

- (1)「字」の表記のない住所表示は、次のとおり変更されます。(成田公民館の場合)
 - ◆現 在「宮城県 黒川郡 富谷町 成田一丁目1番地1 変更後「宮城県 富谷市 成田一丁目1番地1|
- (2) 「字」の表記のある住所表示は、「字」の表記を除き、①、②の例のとおり変更されます。 改めて郵便局で確認した結果、「字」の表記を除いても郵便番号は変わらない旨の見解があったこ とから、関係行政区長の皆さんのご意見を踏まえて、「字」の表記を除くことで、統一した取り扱い をすることとしました。
 - ① 富谷町役場の場合
 - ◆現 在「宮城県 黒川郡 富谷町 富谷 字 坂松田30番地」 変更後「宮城県 富谷市 富谷 坂松田30番地」
 - ②「大字・小字」が「富谷字町」「富谷字町北裏」「富谷字町南裏」の住所表示の場合 これらの地区の住所表示は、外見では「新市名(富谷市)」のあとに「旧町名(富谷町)」が続き、 地域の特定が難しくなることの混乱等を避けるため、「富谷字町」は町の歴史を踏まえて「富谷新 町(しんまち) に、「富谷字町北裏(南裏) は「富谷北裏(南裏) に変更することとしました。
 - ◆現 在「宮城県 黒川郡 富谷町 富谷 字 町 ○○番地」 変更後「宮城県 富谷市 富谷 新町 〇〇番地」
 - ◆現 在「宮城県 黒川郡 富谷町 富谷 字 町 北裏 ○○番地」 富谷 北裏○○番地」 変更後「宮城県 富谷市
 - ◆現 在「宮城県 黒川郡 富谷町 富谷 字 町 南裏 ○○番地」 変更後「宮城県 富谷市 富谷 南裏○○番地」

「新町(しんまち) | の名称は、江戸時代中期に著された「奥州道中 増補行程記※ | におい て、富谷村の絵図の中で、現在の「字町|周辺について「新町|との記載があり、歴史的な 背景があります。

※【奥州道中 増補行程記】

盛岡藩八代藩主南部利視の命を受けて、同藩士清水秋全が宝暦元年(1751年)に著作 して献上したもの。江戸日本橋から盛岡に至る奥州道中の街道界隈の風景が絵と文章で記 されています。



